

○滝沢市水洗便所改造資金貸付規程

平成27年4月1日

上下水道部規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、滝沢市水洗便所改造資金貸付を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水洗便所 污水管が公共下水道に連結された水洗便所をいう。

(2) 処理区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(3) 水洗便所改造資金 既設の便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具、排水設備等の設置及びこれに併せて行うその他の排水設備の設置に要する資金をいう。

(貸付け)

第3条 水洗便所改造資金(以下「資金」という。)は、公共下水道の処理区域内にある建築物の所有者又は居住者で次の各号のいずれかに該当するものに貸し付けるものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

(2) 滝沢市税条例(昭和38年滝沢村条例第28号)による市民税(分離課税に係る所得を除く。)又は市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)が課されていない者で生活が困難であると特に上下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者権限を行う市長」という。)が認める者

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額は、30万円以内において管理者権限を行う市長が定める。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 据置期間 資金の貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して3年以内において管理者権限を行う市長が必要と認める期間

(2) 償還期限 据置期間経過後60月以内

(3) 償還方法 月賦均等償還

(4) 利息 無利息

(延滞利息)

第6条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付金の償還を延滞したときは、当該支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該延滞金額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(償還の猶予及び免除)

第7条 管理者権限を行う市長は、借受者が貸付金の償還が困難であると認めるときは、当該貸付金の償還を猶予することができる。

2 管理者権限を行う市長は、最初の償還期限を経過した後において借受者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還することができる見込みがないと認めるときは、当該貸付金及びこれに係る延滞利息を免除することができる。

(借入れの申込み)

第8条 第2条第3号に規定する資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、滝沢市水洗便所改造資金借入申込書（様式第1号）に、滝沢市下水道条例（昭和58年滝沢村条例第1号）第12条の規定により管理者権限を行う市長の指定した排水設備指定工事店が作成した水洗便所改造工事見積書（以下「工事見積書」という。）を添えて管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該申込者が滝沢市水洗便所設置費補助金交付要綱（平成27年滝沢市上下水道部告示第3号）の規定による補助金の交付決定通知を受けているときは、工事見積書の添付を要しない。

3 申込者が建築物の所有者と異なる場合は、所有者の承諾書の写しを提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第9条 管理者権限を行う市長は、前条第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、資金の貸付けを適当と認めるときは、滝沢市水洗便所改造資金貸付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(貸付金の交付等)

第10条 貸付金は、滝沢市下水道条例第7条に規定する工事完了検査に合格した後、速やかに交付するものとする。

2 借受者は、滝沢市水洗便所改造資金借用証書（様式第3号）を管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

(貸付金の償還)

第11条 貸付金は、その貸付条件に従い、管理者権限を行う市長の発する納入通知書により納付しなければならない。

(償還の猶予)

第12条 借受者は、第7条第1項の規定による貸付金の償還の猶予を受けようとするときは、滝沢市水洗便所改造資金償還猶予申請書(様式第4号)を管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

(償還等の免除)

第13条 借受者は、第7条第2項の規定による貸付金の償還及びこれに係る延滞利息の免除を受けようとするときは、滝沢市水洗便所改造資金償還等免除申請書(様式第5号)を管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

(借用証書の返還)

第14条 借受者が貸付金の全部を償還したとき又は貸付金の償還等を免除したときは、管理者権限を行う市長は遅滞なく第10条第2項の規定により提出された滝沢市水洗便所改造資金借用証書を返還するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、滝沢市水洗便所改造資金貸付に関し必要な事項は、管理者権限を行う市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則(平成27年滝沢市規則第8号)第2条第3項の規定による廃止前の滝沢市水洗便所改造資金貸付規則(昭和58年滝沢村規則第11号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。